



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第8号
2021. 12. 27

車の修理や中古車の購入におけるトラブルにご注意！

事例

事故に遭った車を修理するため、知人に紹介された自動車修理工場に行った。「20万円で直す」と言わされたので修理を頼んだが、見積書はもらえず、4か月経っても納車されない。1週間前に社長に電話で催促したところ、「修理するところがたくさんある。俺だって遊んでいる訳ではない。」と強い口調で脅された。ネットで検索すると、詐欺みたいな会社などの書き込みがあった。早く車を返してほしい。（20代男性）

© KANAGAWA2013



一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- 修理を依頼する前に、作業内容や費用などを確認し、概算見積書をもらいましょう。
- 脅迫行為があった場合は警察や弁護士に相談し、契約をやめたいのであれば書面で通知し、車の返還を求めるましょう。
- 中古車購入に関する相談も寄せられています。契約前に修復歴など車の状態を確認するとともに、保証の有無や特約事項も確認するなど、慎重に検討しましょう。

○サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン* ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

*全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

